

あいづわかまつしだい きしやう ふくしけいかく だい きしやう じふくしけいかく あん
 会津若松市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について
 < しょう しゃしえんか かていか >
 < 障がい者支援課・こども家庭課 >

1. 趣旨

本計画は、市障がい者計画の基本理念である「地域共生社会」の実現に向けて、地域生活支援の充実を図るため、障がい福祉サービス等の基盤づくりを目的に策定するものです。

2. 計画の位置づけ

- ・ 第6期障がい福祉計画：
 障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」
- ・ 第2期障がい児福祉計画：
 児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」

3. 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

4. 進行管理

市内は「市内連携調整会議(関係課長会議)」、市外は「地域自立支援協議会」において、障がい者計画と一体的に進行管理を行ってまいります。

5. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について(概要)

(1) 本市の障がい者の現状 (4月1日現在)

	H30年度	R2年度	増減	増減率
	①	②	③=②-①	③/①
身体障害者手帳※	7,590人	6,827人	△763人	△10.1%
療育手帳(知的障がい)	992人	1,036人	44人	4.4%
精神保健福祉手帳	920人	1,015人	95人	10.3%
計	9,502人	8,878人	△624人	△6.6%
障がい福祉サービス利用者	914人	971人	57人	6.2%

れいわがねんど しほうとう しょうけんしょうじょう おこな げんしょう
※令和元年度に死亡等による職権消滅等を行ったため減少

(2) 前計画の目標値の達成状況と

だい きしょう ふくしけいかく だい きしょう じ ふくしけいかく あん もくひょうち
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)の目標値

【前計画までの主な取組】

- ① 施設からの地域生活移行や親亡き後の生活を見据えた支援体制を進めるため、障がい福祉サービス事業所の整備促進と地域生活支援拠点等を整備
- ② 増加する精神障がい者を支えるための支援者間の協議の実施、市民に対する障がい理解の啓発活動
- ③ 障がい者雇用の促進に向けて、就労ネットワークの構築と企業に対する啓発活動などを行いました。

【次期計画策定にあたって】

- 障がいのある人や家族、支援関係者等のニーズ調査等を実施
 - ・ 障がい者に対するニーズ調査(回答件数1,517件、回答率50.9%)
 - ・ 障がい児に関するニーズ調査(回答件数178件、回答率50.4%)
 - ・ 障がい福祉サービス事業所等に対するサービス見込量調査
 - ・ 計画策定調整会議による前計画の検証等(計4回)
 - ・ 障がい者団体に対する意見聴取
 - ・ 介護保険運営協議会との意見交換会



【次期計画の策定内容】

- (基本的な考え方)
障がいのある人や障がいのある子どもが、いつでも希望するサービスを受けることができる体制づくりなどを推進します。
- (目標達成に向けて定める事項)
 - ・ 基本的な障がい福祉サービス等の提供体制の確保のための目標(成果目標)
 - ・ 障がい福祉サービス及び障がい児通所等の見込量(活動指標)及び確保策
 - ・ 地域生活支援事業の実施に関する事項
 - ・ 関係機関との連携に関する事項

目標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）

【障がい福祉計画】 （対象年度）	平成29年度 の状況	第5期 目標値 (H30～R2)	第5期 実績値 (H30～R2)	第6期 目標値 (R3～R5)
施設入所者の 地域生活移行者数	5人	6人	6人	3人
施設入所者の 削減数	11人	3人	△6人	2人

【取組】

- ・ 24時間相談支援体制や緊急時対応、地域生活体験事業などの地域生活支援拠点等を整備
- ・ 入所施設と連携した地域移行に向けた相談支援

【検証】

- ・ 地域移行については、24時間支援可能なグループホームや訪問系サービスをj利用して自宅で生活を始めた人が6人おり、目標を達成しました。
- ・ 入所者数削減については、本人の障がい程度の重度化や家族の高齢化により在宅生活が困難であるなどの理由から新たに施設入所した人が退所者数を上回り、未達成となりました。

【課題】

- ・ 施設入所者が地域生活を始めるためには、必要な福祉サービスを希望にj応じて利用できる支援体制を整備する必要があります。

【今後の方向性】

- ・ 訪問系サービス、24時間支援可能なグループホーム、医療的ケアの整備促進に向けた事業者や医療機関等との協議
- ・ 入所施設と相談支援事業所との連携促進、グループホーム等の見学・体験支援を行う地域移行支援の利用促進
- ・ 市民に対する障がい理解の啓発活動

目標② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）

【障がい福祉計画】 主な目標値 (対象年度)	平成29年度 の状況	第5期 目標値 (R2)	第5期 実績値 (R2)	第6期 目標値 (R5)
保健・医療・福祉 関係者の協議の場 設置等	みせっち 未設置	せっち 設置	せっち 設置	開催回数 2回
1年以上の長期入院 患者数	77人	72人	150人	—

【取組】

- グループホームの整備促進やアパート等の入居支援
- サービス利用や不安解消等を図る相談支援体制の充実に向けて、社会福祉法人等に相談支援事業所開設の働きかけ
- 居住先を訪問して支援するアウトリーチ支援の推進に向けて、相談支援事業所や医療機関との協議
- 県と連携した支援機関との情報共有化

【検証】

- 関係機関の協議の場は、地域自立支援協議会で相談支援員と医療機関による協議を開始し、目標を達成しました。
- 入院患者削減数は、入院患者数そのものが増えていること、入院患者の高齢化により退院後の受入先がないこと、ニーズに対応できるサービス提供体制が十分でなかったなどから、未達成となりました。

【課題】

- 地域住民の不安の声に対して、障がいに対する正しい理解を啓発する必要があります。
- 入院時から地域生活移行に向けた住居の確保や相談支援が必要です。
- 単身生活に対応したサービス提供体制を確保する必要があります。

【今後の方向性】

- パンフレット配布や講演会等の市民に対する啓発活動
- 地域自立支援協議会で本人や介護関係者等も参加する協議を行い、

にゆういんじ ちいきせいかつ しえんしゆく きょうぎ
入院時から地域生活するまでの支援の仕組みづくりの協議

- ・ 居住先を訪問し、様々な不安解消を図る自立生活援助の推進に向けた相談支援事業所への働きかけ
- ・ 身近な地域で相談できる地域障がい者相談窓口を拡充し、本人に寄り添った相談支援体制の整備

目標③ 地域生活支援拠点等の整備及び充実（一部変更）

しょう ふくしけいかく 【障がい福祉計画】 おも もくひょうち 主な目標値 たいしやうねんど (対象年度)	へいせい ねんど 平成29年度 じょうきやう の状況	だい き 第5期 もくひょうち 目標値 (R2)	だい き 第5期 じつせきち 実績値 (R2)	だい き 第6期 もくひょうち 目標値 (R5)
ちいきせいかつしえんきよてんどう 地域生活支援拠点等 せいびすう けんしょう の整備数と検証	めんてきせいび 面的整備	めんてきせいび 面的整備	めんてきせいび 面的整備	けんしょうかいすう 検証回数 かいじじょう 1回以上

※地域生活支援拠点等…障がいのある人の高齢化・障がい程度の重度化や親亡き後に備えるとともに、地域移行を進めるため、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的とした支援機関

※面的整備…地域における支援機関が有機的な連携の下に支援を行う体制

とりぐみ
【取組】

- ・ 緊急一時宿泊支援の機能を持つ緊急時入所事業
- ・ 親元から離れた地域生活を体験できる地域生活体験事業
- ・ 各事業の利用調整を図る地域生活コーディネーターの配置

けんしょう
【検証】

- ・ 上記事業による面的整備を推進し、目標を達成しました。

かだい
【課題】

- ・ 各事業の実施事業所数が少ないため、更なる機能充実に向けて事業者の協力がが必要です。
- ・ 親亡き後に備えるための支援を必要とする人が増えてきており、コーディネーター機能の拡充が必要です。

【今後の方向性】

- ・短期入所やグループホーム等の運営事業所との協議による拠点機能の拡充
- ・コーディネーター機能を複数の相談事業所で連携して実施する相談支援体制の再構築
- ・地域自立支援協議会で検証を行い、更なる機能充実のあり方の検討

目標④ 福祉施設から一般就労への移行等（継続）

【障がい福祉計画】 主な目標値 (対象年度)	平成29年度 の状況	第5期 目標値 (R2)	第5期 実績値 (R2)	第6期 目標値 (R5)
福祉施設からの 一般就労者数 (対象年度)	7人	8人	3人	13人

(参考) 福祉施設から一般就労の移行に向けた実績

第1期計画 H18～20 7人	第2期計画 H21～23 16人	第3期計画 H24～26 19人	第4期計画 H27～29 27人	第5期計画 H30～R2 22人
-----------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

【取組】

- ・社会福祉法人等に対する、各種会議で就労支援事業の参入促進のための情報提供を実施
- ・企業に対しては、障がい者の理解促進の講座開催などによる啓発活動
- ・地域自立支援協議会等において関係機関とネットワークを構築し、就労の場を開拓

【検証】

- ・就労支援事業所などの関係機関の努力により障がい者雇用の理解や求人が進み、平成30年度9人、令和元年度10人が一般就労しましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で雇用情勢が悪化し、目標は未達成となりました。

【課題】

- 企業側の理解がまだ進んでいないことや障がいのある人の希望と企業側の求人内容とでミスマッチを解消する必要があります。

【今後の方向性】

- 就労ネットワークを活用した職場実習先の開拓、企業の障がい者雇用の理解促進
- 農業分野などの多様な就労の場の開拓
- 障がい者雇用に関する相談窓口の周知

目標⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等（継続）

【障がい児福祉計画】 主な目標値 (対象年度)	平成29年度 の状況	第1期 目標値 (R2)	第1期 実績値 (R2)	第2期 目標値 (R5)
児童発達支援センター 設置箇所数	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所
重症心身障がい児の 支援可能な事業所数	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所

※児童発達支援センター…通所児童への指導・訓練等の必要な支援と家族に対する相談支援の提供等をワンストップで行うことができる障がい児支援事業所

【取組】

- 地域の障がい児通所支援事業所と連携し、児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所、重度の障がいのある子どもの支援を行うことのできる通所支援事業所などの整備促進

【検証】

- 児童発達支援センターの設置箇所数については、開設意向のある事業所の人員配置等の課題から、第1期計画期間中には未達成となりました。
- 重症心身障がい児の支援可能な事業所数については、他の障がい児と併せて重症心身障がい児の受け入れも可能な事業所が拡大（4箇所）し、目標達成しました。

【課題】

- ・現在、開設の児童発達支援センターは、発達障がいへの支援に特化した事業所となっており、知的障がい児や身体障がい児も対象とした支援センターの開設が必要です。
- ・今後は、重症心身障がい児等の支援体制を強化していくために、通所事業所の拡大だけでなく、医療機関などの関係機関とのさらなる連携が必要で

【今後の方向性】

- ・知的障がい児や身体障がい児を対象とした児童発達支援センターの開設に向けた事業所との協議
- ・重症心身障がい児の支援可能な事業所の拡充
- ・保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携した支援体制づくり

目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等（新規）

<p>【障がい福祉計画】</p> <p>主な目標値</p> <p>（対象年度）</p>	<p>平成29年度</p> <p>の状況</p>	<p>第5期</p> <p>目標値</p>	<p>第5期</p> <p>実績値</p>	<p>第6期</p> <p>目標値</p> <p>（R5）</p>
<p>総合的・専門的な</p> <p>相談支援の実施</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>実施</p>

【現状と課題】

- ・基幹障がい者相談支援センター、障がい者相談窓口、相談支援事業所を設置し、以下のとおり重層的な相談支援体制を構築しました。

階層	名称	対象者	役割	事業所数
3層	基幹障がい者相談支援センター	相談支援事業所	専門的な助言・指導、人材育成支援	1箇所
2層	障がい者相談窓口	サービス未利用者	福祉制度等の情報提供	3箇所
1層	相談支援事業所	サービス利用者	サービス利用の相談	14箇所

- ・より効果的な相談支援体制の構築に向けては、それぞれの役割に応じた支援を提供できるよう、質の向上を図ることが必要です。
- ・身近な地域の相談窓口として地域の特性に応じた障がい者相談窓口の整備拡充が必要です。

【今後の方向性】

- ・基幹障がい者相談支援センターを中心とした訪問等による専門的指導・助言等を通じて、相談支援専門員の育成及び定着、更なる質の向上
- ・身近な地域で相談できる地域障がい者相談窓口の整備拡充
- ・高齢家族と本人と一緒に連携して支援できるよう高齢分野等の関係機関との連携推進の取組

目標⑦ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（新規）

【障がい福祉計画】 主な目標値 （対象年度）	平成29年度 の状況	第5期 目標値	第5期 実績値	第6期 目標値 （R5）
県研修会への 市職員の参加者数	—	—	—	2名

【現状と課題】

- ・本市には、約100箇所以上の障がい福祉サービス事業所があり、ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、支援内容の質の向上が求められています。また、市職員が事業者に対して指導・助言できるよう取組む必要があります。

【今後の方向性】

- ・研修会等への市職員の参加やサービス事業所との会議における質向上の学習会の開催

6. これまでの経過と今後のスケジュール（案）

日付	会議等	内容
6月下旬 ～ 7月上旬	アンケート 調査等	障がい者や障がい福祉サービス提供 事業所に対するアンケート調査 障がい者団体に対する意見聴取
8/7（金） ～ 10/15（木）	策定調整会議 （計4回開催）	協議事項 計画（素案） 報告事項 成年後見制度利用促進計画（案） アンケート集計結果 計画（案）承認
9月中旬	介護保険運営 協議会との意見 交換（書面開催）	地域包括ケアシステム 成年後見制度利用促進計画（案）
9/16（水）	委員会協議会	アンケート集計結果について報告
12/23（水）	委員会協議会	計画（案）のパブリックコメントの実施につ いて報告
12/24（木）～ 1/22（金）	パブリック コメント	
3月	計画策定 県報告	